

○ 金融商品取引業の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（<u>法第 31 条の 4 第 4 項</u>に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第 147 条第 3 号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (12) ～ (87) (略)	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（<u>同条第 4 項</u>に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第 147 条第 3 号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (12) ～ (87) (略)

改 正 案	現 行
第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (5) (略) (6) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（法第 31 条の 4 第 4 項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第 147 条第 3 号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第 153 条第 1 項第 4 号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (7) ～ (14) (略)	第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (5) (略) (6) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（同条第 4 項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第 147 条第 3 号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第 153 条第 1 項第 4 号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (7) ～ (14) (略)

改 正 案	現 行
第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（<u>法第 31 条の 4 第 4 項</u>に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第 147 条第 3 号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (12) ～ (59) (略)	第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (10) (略) (11) 株式の引受け a ～ c (略) d この届出書に係る株券の募集について、当該株券が金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 153 条第 1 項第 4 号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等（法第 31 条の 4 第 3 項に規定する親法人等をいう。以下この様式において同じ。）又は子法人等（<u>同条第 4 項</u>に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第 147 条第 3 号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る金商業等府令第 153 条第 1 項第 4 号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (12) ～ (59) (略)